

## 【公告・指名通知がH29.5.19以降の案件】

### 最低制限価格の取扱いについて

日出町が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱います。

#### 1. 対象工事について

平成29年5月19日以降に公告又は指名通知を行う競争入札に付する全ての建設工事

#### 2. 算定方法について

(1) の制限割合を算定後、(2) により最低制限価格を算定します。

##### (1) 制限割合の算定

###### ●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 97\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 90\% + \text{一般管理費等} \times 55\%) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注1) 「直接工事費×97%の額」、「共通仮設費×90%の額」、「現場管理費×90%の額」、「一般管理費×55%の額」のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。上記の合算額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合(少数第3位を四捨五入し、第2位までとする。)

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

###### ●制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

##### (2) 最低制限価格の算定

###### ●最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

※1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

#### 3. 入札失格の取扱い

最低制限を下回った価格の応札は、失格とします。

#### 4. 最低制限価格の公表方法

事後公表(落札決定後に公表)とします。

#### 5. その他

端数処理の取扱いを明確にしました。